

政令第 号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに同法第三十六條第六項、第三十八條第二項第五号イ（同法第三十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四十六條第四項、第九十五條第一項、第三百三十一條及び附則第三條第七項、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五條の四第三項第四号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条）

附則

第一章 関係政令の整備

（二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の一部改正）

第一条 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「国に」を「同条各号に掲げる者が国に」に、「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」を「表のとおり」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

納付しなければならない者	金額
一 法第四条第一項の許可を申請する者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 貯留事業を行う者 許可一件につき二十九万三千五百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以

	<p>下同じ。) による場合にあつては、二十九万二千六百円)</p> <p>ロ 試掘を行う者 許可一件につき二十三万九千円 (電子申請等による場合にあつては、二十三万八千百円)</p>
<p>二 法第九条第二項 (法第十二条第六項において準用する場合を含む。) の更新を申請する者</p>	<p>更新一件につき十一万千三百円 (電子申請等による場合にあつては、十一万四百円)</p>
<p>三 法第十条第一項の許可を申請する者</p>	<p>許可一件につき十九万五千円 (電子申請等による場合にあつては、十九万四千円)</p>
<p>四 法第十二条第一項の許可を申請する者</p>	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 貯留事業を行う者 許可一件につき二十八万</p>

	<p>五 法第十四条第一項の許可を申請する者</p>
<p>九千四百円（電子申請等による場合にあつては、二十八万八千五百円）</p> <p>ロ 試掘を行う者 許可一件につき二十三万四千九百円（電子申請等による場合にあつては、二十三万四千円）</p>	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 法第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域の増減をする者 許可一件につき十九万三千円（電子申請等による場合にあつては、十九万二千円）</p> <p>ロ 法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域の増減をする者 許可一件につき十三万八</p>

	<p>千五百円（電子申請等による場合にあつては、十三万七千六百円）</p>
<p>六 法第十六条第一項の許可を申請する者</p>	<p>許可一件につき十萬八千八百円（電子申請等による場合にあつては、十萬八千三百円）</p>
<p>七 法第二十二條第三項、同條第五項（法第五十三條第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十三條第二項の認可を申請する者</p>	<p>認可一件につき九萬八千七百円（電子申請等による場合にあつては、九萬八千三百円）</p>
<p>八 法第五十三條第四項（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認を受けようとする者</p>	<p>確認一件につき十五萬八千八百円（電子申請等による場合にあつては、十五萬八千三百円）</p>
<p>九 法第五十三條第五項（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>許可一件につき十三萬九千円（電子申請等による場合にあつては、十三萬八千六百円）</p>

<p>む。)の許可を申請する者</p>	
<p>十 法第二百一十条第一項の許可を申請する者</p>	<p>許可一件につき二十二万六千二百円（電子申請等による場合にあつては、二十二万四千二百円）</p>

第四条を第八条とし、第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（貯蔵する二酸化炭素の基準）

第三条 法第三十八条第二項第五号イ（法第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 貯蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度が、体積百分率九十九パーセント以上（貯蔵する二酸化炭素以外の物質が海洋環境に及ぼす影響が少ない物質として主務省令で定める基準に適合するものである場合にあつては、主務省令で定める体積百分率以上）であること。

二 貯蔵する二酸化炭素以外のものとして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十八条の七に規定する油等が加えられていないこと。

2 前項第一号に掲げる基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、主務省令で定める。

(拋出金の延納等)

第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（次項において「機構」という。）は、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、法第二十二條第一項に規定する貯留開始貯留事業者の申請に基づき、期限を定めて、その者の納付すべき拋出金（法第四十五條第一項の拋出金をいう。第三項及び次条において同じ。）を延納させることができる。

2 機構は、前項の規定による延納を認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による延納を認めた拋出金について、法第四十六條第一項から第三項まで及び第四十七條の規定を適用する場合には、法第四十六條第一項中「各年度の三月一日（その年度に貯留層への二酸化炭素の注入を新たに開始した許可貯留区域に係る拋出金にあつては、その注入を新たに開始した日の属する年度の翌年度の三月一日）」とあるのは「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年

政令第二百五十一号) 第四条第一項の期限(以下「延納期限」という。)と、同条第二項中「前項の納期限」とあるのは「延納期限」と、法第四十七条第一項中「前条第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、同条第五項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

(経済産業省令への委任)

第五条 前条に規定するもののほか、拠出金の納付方法の細目その他拠出金の納付に関して必要な事項は、経済産業省令で定める。

(登録導管輸送工作物検査機関の登録の有効期間)

第六条 法第九十五条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正)

第二条 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令(令和六年政令第三百四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貯留権等の登録に関する政令

目次中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に、「第三十四条」を「第三十六条」に、「試掘権に」を「貯留権等に」に、「第三十五条―第三十八条」を「第三十七条―第四十三条」に、「第三節 信託に」に関する登録（第三十九条―第四十七条）を

「第三節 抵当権に関する登録（第四十四条―第五十一条）
第四節 信託に関する登録（第五十二条―第六十条）」

に、「第四節」を「第五節」に、「第四十八条―第五十三条」を「第六十一条―第六十六条」に、「第五節」を「第六節」に、「第五十四条」を「第六十七条―第六十九条」に、「第五十五条・第五十六条」を「第七十条・第七十一条」に、「第五十七条・第五十八条」を「第七十二条・第七十三条」に改める。

第一条中「。」の登録（試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう）を削り、「に係るものに限る。」を「及び貯留権を目的とする抵当権（以下単に「抵当権」という。）の登録」に改める。

第二条第一号中「試掘権の」を「貯留権及び抵当権の」に、「一の」を「は一の貯留権ごとに、試掘権の登録については一の」に改め、「ごとに」の下に「、それぞれ」を加え、同条中第七号を第八号と

し、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 登録対象権利 貯留権若しくは抵当権又は試掘権をいう。

第四条第一項中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条第二項中「更正するもの」の下に「（抵当権にあつては、当該抵当権を移転し、又は当該抵当権を目的とする権利の設定等（設定、移転、変更、消滅又は処分の制限をいう。第六十一条第一号において同じ。）をするもの）」を加え、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

「第二章 試掘権登録簿」を「第二章 貯留権等登録簿」に改める。

第六条の見出しを「（貯留権等登録簿）」に改め、同条中「試掘権に関する」を削り、「貯留権等登録簿は、」の下に「貯留権登録簿及び」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第七条（見出しを含む。）、第八条及び第十一条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改める。

第十二条第二項中「第五号まで及び第七号」を「第六号まで及び第八号」に改め、「第二十八条」を削り、「第三十三条、第三十六条」を「第三十条、第三十五条」に、「第三十九条、第四十条第二項」を

「第四十一条」に、「第四十四条、第四十九条並びに第五十一条」を「から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条第二項、第五十六条、第五十七条、第六十二条、第六十四条、第六十八条並びに第六十九条」に改める。

第十三条、第十四条第二項及び第三項並びに第十五条中「試掘権」を「貯留権等」に改める。

第十八条第二項中「前項の」の下に「登録の申請が登録対象権利のうち貯留権又は試掘権に関するものである場合において、同項の」を加える。

第二十条第五号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条第六号中「第三十七条又は第五十三条前段」を「第二十八条、第三十九条、第四十二条、第四十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」、第五十一条又は第六十六条前段」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）
- 二 貯留事業又は試掘の概要

第二十二条第一項第三号中「試掘の許可（）」を「試掘権の登録にあつては、試掘の許可（）」に、「以

下」を「第二十七条第一号において」に改め、同項第六号中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条第二項第四号及び第五号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「第二十九条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 共有物分割禁止の定め（貯留権若しくは抵当権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の規定若しくは同法第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で貯留権若しくは抵当権について分割を禁止した場合における貯留権若しくは抵当権の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である貯留権若しくは抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八条において同じ。）があるときは、その定め

第二十六条第一項中「第二十三条」の下に「、第二十八条又は第四十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第二十七条第一号中「試掘の許可の更新」を「試掘権の登録にあつては、試掘の許可の更新」に改め

る。

第五十八条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、同条を第七十三条とする。

第五十七条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十六条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、第四章中同条を第七十一条とする。

第五十五条第二項から第五項までの規定中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、同条第六項の表第一項の規定による登録事項証明書の交付の請求の項中「千十円」を「千八十円」に改め、同表第二項の規定による図面の写しの交付の請求の項中「試掘権」を「貯留権等」に、「七百三十円」を「七百八十円」に改め、同表前三項の規定による試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求の項中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に、「七百三十円」を「七百八十円」に改め、同条を第七十条とする。

第五十四条に見出しとして「（仮処分の登録に後れる登録の抹消）」を付し、同条第一項中「試掘権」を「貯留権等」に改め、「による処分禁止の登録」の下に「（同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項（前項において準用する場

合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、抵当権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする当該抵当権の移転又は消滅に関し登録（仮登録を除く。）を申請する場合について準用する。

第五十四条を第六十七条とし、第三章第五節に次の二条を加える。

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第六十八条 保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該本登録の順位は、当該保全仮登録の順位による。

（処分禁止の登録の抹消）

第六十九条 経済産業大臣は、保全仮登録に基づく本登録をするときは、職権で、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消しなければならない。

第三章第五節を同章第六節とする。

第三章第四節中第五十三條を第六十六條とする。

第五十二條第一項中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同條を第六十五條とする。

第五十一條第三項中「試掘権に係る許可試掘区域」を「貯留権等に係る許可貯留区域等」に改め、同條を第六十四條とし、第五十條を第六十三條とする。

第四十九條中「試掘権についてされる同一の試掘権」を「貯留権等についてされる同一の登録対象権利」に、「当該試掘権」を「当該貯留権等」に改め、「この條及び第五十二條第一項において」を削り、同條を第六十二條とする。

第四十八條第一号中「試掘権」を「登録対象権利」に、「設定、移転、変更、消滅又は処分の制限（以下この号において「設定等」という。）」を「設定等」に改め、同條第二号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同條を第六十一條とする。

第三章第四節を同章第五節とする。

第四十七條第一項中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同條第二項中「試掘権に」を「登録対象権利に」に、「第四十條第三項」を「第五十三條第三項」に改め、同項の表中「試掘権」を「登録対象権

利」に改め、第三章第三節中同条を第六十条とする。

第四十六条第一項中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十五条第一項中「第三十九条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第四十一条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十八条とし、第四十四条を第五十七条とする。

第四十三条中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十二条中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十五条とし、第四十一条を第五十四条とする。

第四十条第一項及び第三項中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十三条とし、第三十九条を第五十二条とする。

第三章第三節を同章第四節とする。

第三十八条の見出し中「試掘の許可」を「貯留事業等の許可」に改め、同条中「試掘権の」を「貯留権等の」に、「変更」を「移転若しくは変更」に改め、同条第一号中「により試掘の許可」を「又は特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。次号において「最終処分法」とい

う。)第二十一条第九項の規定により貯留事業等の許可(第五条第一項第二号ロに規定する貯留事業等の許可をいう。)に改め、同条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定」の下に「又は最終処分法第二十一条第九項の規定」を加え、「許可試験区域」を「許可貯留区域等」に改め、同条に次の一号を加える。

四 法第五十三条第五項の規定により法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業の廃止の許可をしたとき。

第三章第二節中第三十八条を第四十三条とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 抵当権に関する登録

(抵当権の登録の登録事項)

第四十四条 抵当権(根抵当権(民法第三百九十八条の二第一項の規定による抵当権をいう。以下同じ。))を除く。)の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 債権額(一定の金額を目的としない債権については、その価額)

- 二 債務者の氏名又は名称及び住所
 - 三 抵当権を目的とするときは、当該抵当権
 - 四 二以上の貯留権を目的とするときは、当該二以上の貯留権
 - 五 外国通貨で第一号の債権額を指定した債権を担保する抵当権の登録にあつては、本邦通貨で表示した担保限度額
 - 六 利息に関する定めがあるときは、その定め
 - 七 民法第三百七十五条第二項に規定する損害の賠償額の定めがあるときは、その定め
 - 八 債権に付した条件があるときは、その条件
- 2 根抵当権の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号及び前項第二号から第五号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 担保すべき債権の範囲及び極度額
 - 二 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
 - 三 民法第三百九十八條の十四第一項ただし書の定めがあるときは、その定め

3 経済産業大臣は、第一項第四号に掲げる事項を明らかにするため、経済産業省令で定めるところにより、共同担保目録を作成することができる。

(債権の一部譲渡による抵当権の移転の登録等の登録事項)

第四十五条 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。

(死亡又は解散による登録の抹消)

第四十六条 抵当権が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登録されている場合において、当該抵当権がその死亡又は解散によって消滅したときは、第二十三條の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該抵当権に係る権利に関する登録の抹消を申請することができる。

(抵当権の順位の変更の登録等)

第四十七条 抵当権の順位の変更の登録の申請は、順位を変更する当該抵当権の登録名義人が共同してしなければならない。

2 前項の規定は、民法第三百九十八條の十四第一項ただし書の定めがある場合の当該定め登録の申請

について準用する。

(抵当権の処分の登録)

第四十八条 第四十四条の規定は、民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

(共同抵当の代位の登録)

第四十九条 民法第三百九十三条の規定による代位の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた貯留権、当該貯留権の代価及び当該弁済を受けた額とする。

2 第四十四条の規定は、前項の登録について準用する。

(根抵当権当事者の相続に関する合意の登録の制限)

第五十条 民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登録をした後でなければ、することができない。

(根抵当権の元本の確定の登録)

第五十一条 民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、当該根抵当権の登録名義人が単独で申請することができる。ただし、同項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登録の申請と併せてしなければならない。

第三十七条（見出しを含む。）中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十六条（見出しを含む。）中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（貯留権の分割又は併合の登録）

第三十九条 貯留権の分割又は併合の登録は、貯留権の登録名義人以外の者は、申請することができない。

（貯留権の分割に伴う権利の消滅の登録）

第四十条 経済産業大臣は、貯留権の登録以外の権利に関する登録がある貯留権について分割の登録をす

る場合において、当該分割の登録の申請と併せて当該権利に関する登録に係る権利の登録名義人が当該権利を分割後のいずれかの貯留権について消滅させることを承諾したことを証する書面が提供されたとき（当該権利を目的とする第三者の権利に関する登録がある場合にあつては、当該第三者が承諾したことを証する書面が併せて提供されたときに限る。）は、経済産業省令で定めるところにより、当該承諾に係る貯留権について当該権利が消滅した旨を登録しなければならない。

（貯留権の併合の登録の制限）

第四十一条 次に掲げる貯留権の併合の登録は、することができない。

- 一 登録名義人が相互に持分を異にする貯留権の併合の登録
- 二 設定の登録がない貯留権と設定の登録がある貯留権との併合の登録
- 三 貯留権の登録以外の権利に関する登録がある貯留権（当該権利に関する登録であつて、併合後の貯留権の登録記録に登録することができる事項として経済産業省令で定めるもの）に係るものがある貯留権を除く。）の併合の登録

第三十五条（見出しを含む。）中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第三十七条とする。

「第二節 試掘権に関する登録」を「第二節 貯留権等に関する登録」に改める。

第三章第一節中第三十四条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とする。

第三十二条に次の一項を加える。

4 第一項に規定する場合において、登録権利者が抵当権の被担保債権が消滅したことを証する書面として経済産業省令で定めるものを提出したときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

第三十二条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（解散した法人の抵当権に関する登録の抹消）

第三十四条 登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項の経済産業省令で定める方法による調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三

十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

第三十一条を第三十二条とし、第二十八条から第三十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(共有物分割禁止の定め登録)

第二十八条 共有物分割禁止の定めに係る貯留権又は抵当権の変更の登録の申請は、共有者である全ての登録名義人が共同してしなければならない。

(登録免許税法施行令の一部改正)

第三条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「から第百十二号まで」を「、第百九号から第百十二号まで」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五及び第十一条の六を次のように改める。

第十一条の五及び第十一条の六 削除

(自然環境保全法施行令の一部改正)

第五条 自然環境保全法施行令(昭和四十八年政令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「(令和六年法律第三十八号)」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第二条第二項に規定する貯留事業(法第三十五条の四第三項第一号に掲げる行為に伴うものを除く。)のための海底の掘削を行うこと。

(経済産業省組織令の一部改正)

第六条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五第三号中「第五十九条第一項第三号」を「第六十六条第三項」に、「試掘場における保安」を「貯留事業場等における保安の確保及び同法第二条第十項に規定する導管輸送工作物に係る保安の

確保」に改める。

第二章 経過措置

第七条 二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第三条第七項の規定により同項に規定する者が国に納付し
なければならぬ手数料の額は、二十八万八千四百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進
等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理
組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。）による場合にあつては、二十八万七千
五百円）とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。
（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十五項中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関

する政令」を「貯留権等の登録に関する政令」に、「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

理由

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴い、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、貯留事業に関する経過措置に係る国に納付すべき手数料の額を定める必要があるからである。